

孺恋村農業委員会総会議事録(第 31 回)

- (1) 開催日時 令和 8 年 2 月 10 日(火) 開会:午前 10 時 00 分 閉会:午前 10 時 34 分
開催場所 : 孺恋村役場 二階会議室

- (2) 出席委員の議席番号および氏名(農業委員 15 名 欠席委員 2 名)

農業委員

- 1.干川 伸夫 2.黒岩 節男 3.黒岩 宗久 4.小嶋 恒夫 5.黒岩 順 6.黒岩 康利
7.黒岩 富二 8.丸山 哲男 9.宮崎 かおる 10.千嶋 澄孝 11.宮崎 弘美 12.黒岩 正市
14.佐藤 梅仁 16. 黒岩 トシエ 17. 市場 俊喜

- (3) 欠席委員の議席番号及び氏名 13.黒岩 純一 15. 下谷 忠

- (4) 出席した事務局職員

(書記)氏名 事務局(長)土屋和彦 主事)小嶋俊星 任用職員)黒岩夕稀

- (5) 提出された議案

- 第 1 号議案 農地移動適正化あっせんの成立について
第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について
第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について
第 4 号議案 農用地利用集積計画(案)への意見決定について
第 5 号議案 農用地売買のあっせん申出について
第 6 号議案 非農地の決定について
第 7 号議案 その他

(6)会議の概要

事務局(長) おはようございます。3 月中に農業委員及び推進委員の推薦書提出と言うことで各地区にお願いをしているところですが、少しずつ提出があります。まだ全地区揃ってはいないので引き続きお願いしたいと思います。それでは始めたいと思います。孺恋村農業委員会 会議規則第 7 条の規定により、会長の宣告をもって開会とさせていただきます。また、同規則第 5 条の規定により、議長は会長とさせていただきます。よろしくお願いします。

議 長 皆さん、おはようございます。最近ずっと寒かったんですが、昨日あたりから暖かい日が続くようで種まきもぼつぼつ始まって行くような感じになるんですけど、まあ皆様大変ご苦労様です。先日選挙がありました、去年はキャベツがなかなか苦しい中で、今水準高くなったりしてもらわなきゃいけないような感じになってきているのでまあ高市首相が選挙演説の中で農業を成長産業としてどんどん作ってどんどん売っていくようなことを発言されていたので、今年は頑張ってもらいたいと思います、今日は組合長も来ていますので頑張ってもらいたいと思います。 それでは始めたいと思います。只今の出席委員は 15 名であります。孺恋村農業委員会 会議規則第 8 条の規定による定足数に達していますので農業委員会定例会は成立しました。よって直ちに会議を開きます。

本会議日程は孺恋村農業委員会定例会議案書、第 31 号のとおりであります。議事録署名委員の指名を行います、第 12 番号委員の黒岩正市委員、第 14 番号委員の佐藤梅仁委員を指名いたしま

す。それでは協議事項に入ります。【第 1 号議案「農地移動適正化あっせんの成立について」】を議題とします、本案について事務局より説明をお願いします。

事務局 【第 1 号議案「農地移動適正化あっせんの成立について」】3 件の案件朗読後説明

番号 1 大字大笹大平(売買単価円 792/㎡)

番号 2 大字干俣熊四郎山(売買単価 850 円/㎡)

番号 3 大字今井山下(売買単価 700 円/㎡)

議 長 ありがとうございます。第 1 号議案 番号 1 について、大笹地区の案件であります。大笹地区の委員さんより、説明をお願いします。

14 番委員 1 月 26 日に役場であっせん委員会が行われました。場所は大笹の大平で、譲受人は認定農業者で価格も適正であるため問題はないかと思います、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。番号1のあっせんについて皆様より何かご質問等はございますか
無いようですので採決を行います。

第 1 号議案 番号1のあっせんについて問題なしということでよろしいでしょうか、賛成の委員さんは挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます、挙手全員であります、よって【第 1 号議案「農地移動適正化あっせんの成立について」】の番号 1 は成立に決定いたしました。続きまして、番号 2 のあっせんについて、干俣地区の案件であります。干俣地区の委員さんより、説明をお願いします。

1 番委員 1 月 27 日に役場であっせん委員会が行われました。現地は干俣のバラギで譲受人は認定農業者で価格も適正であるため、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。番号 2 のあっせんについて皆様より何かご質問等はございますか
無いようですので採決を行います。第 1 号議案 番号 2 のあっせんについて問題なしということでよろしいでしょうか、賛成の委員さんは挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます、挙手全員であります、よって【第 1 号議案「農地移動適正化あっせんの成立について」】の番号 2 は成立に決定いたしました。続きまして、番号 3 について、今井地区の案件であります。今井地区の委員さんより、説明をお願いします。

10 番委員 1 月 26 日にあっせん委員会がありました。場所は今井の山下で、譲受人は認定農業者で価格も適正であるため、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。何か皆さんからご質問等はございますか
それでは、第 1 号議案について皆様の方から何か質問等ありましたらお願いします。
無いようですので直ちに採決を行います。本案に異議無しの委員は挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます、挙手全員であります、よって【第 1 号議案「農地移動適正化あっせんの成立について」】の番号 3 は成立に決定いたしました。続きまして、【第 2 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」】を議題とします、本案について事務局より説明をお願いします。

事務局 【第 2 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」】案件朗読後説明
番号 1、2 あっせんの成立による所有権移転

議長 ありがとうございます。番号 1～番号 2 については先程のあっせんによる成立ということで、一括して許可するものと決定してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます、挙手全員であります。よって番号 1、番号 2 の「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は原案のとおり、許可するものと決定しました。続きまして【第 3 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」】を議題といたします、事務局より説明をお願いします。

事務局 【第 3 号議「農地法第 5 条の規定による許可申請について」】案件朗読後説明
番号 1 倉庫、作業場用地

議 長 ありがとうございます。事務局からの説明が終わりました。第 3 号議案については大前地区の案件であります。大前地区の委員さんより、調査結果について説明をお願いします。

12 番委員 1 月 30 日に、地元委員、事務局で現地を確認しました。場所は大前駅から 300～400m 程上った所になります。周辺は山林に囲まれており農地も無いので問題ないと思います、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。第 3 号議案についてこれより質疑を行います。何か皆さんの方でご質問ございますか。無いようですので、ただちに採決を行います。本案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって【第 3 号議「農地法第 5 条の規定による許可申請について」】については原案のとおり許可相当と意見を付して知事へ進達するものと決定しました。続きまして【第 4 号議案「農用地利用集積等促進計画(案)への意見決定について」】を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【第 4 号議案「農用地利用集積等促進計画(案)への意見決定について」】朗読後説明

議 長 ありがとうございます。第 4 号議案について質疑を行います、皆さんの方から何か質問等ございますか。無いようですので採決を行います、本案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって【第 4 号議案「農用地利用集積等促進計画(案)への意見決定について」】は、意見を問題なしとして農地中間管理機構へ要請します。続きまして、【第 5 号議案「農用地売買のあっせん申出について」】を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【第 5 号議案「農用地売買のあっせん申出について」】

- | | |
|---------|-----|
| 1、鎌原広川原 | 1 筆 |
| 2、今井先ノ入 | 1 筆 |

議 長 ありがとうございます。1 番目について、地番は鎌原ですが田代地区の管轄になります、田代の委員さんより説明をお願いします。

9 番委員 雪のため現地へは行けませんでした、航空写真で確認をしました。現地の場所は鎌原広川原の 2 つ続きの集荷場から南に 1.4km 程進んだ場所になります。現地は畑になっておりますので、あっせんを受けるのに問題は無いかと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。1 番目について皆さんの方から何か質問等はございますか。無いようですので直ちに採決を行います、本案に賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

ありがとうございます、挙手全員であります。よって 1 番目の【第 5 号議案「農用地売買のあっせん申出について」】は原案のとおり、あっせん申し出を受けるものと決定しました。続きまして、2 番目

について、今井地区の案件であります。今井地区の委員さんより説明をお願いいたします。

10 番委員 2 月 2 日に地元委員、事務局で現地を確認しました。現地の場所は先ノ入佐々木牧場から東に 100m 程進んだ場所になります。現地は畑で、あっせんを受けるのに問題は無いかと思います。よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。2 番目について皆さんの方から何か質問等はございますか。無いようですので直ちに採決を行います、本案に賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

ありがとうございます、挙手全員であります。よって 2 番目の【第 5 号議案「農用地売買のあっせん申出について」】は原案のとおり、あっせん申し出を受けるものと決定しました。あっせん委員の指名ですが、1 番目は田代地区、2 番目は今井地区の農業委員、及び農地利用最適化推進委員にお願いしたいと思います。続きまして【第 6 号議案「非農地の決定について」】を議題とします、事務局より説明をお願いします。

事務局 【第 6 号議案「非農地の決定について」】1 件 688 m²。案件朗読後説明

議 長 ありがとうございます。第 6 号議案について、大前地区の案件であります。大前地区の委員さんより調査結果について説明をお願いします。

12 番委員 先程の 5 条申請の隣になります、5 条の現地確認と同日に確認をしました。議案書に記載されているとおり林地化しており、農地への復元は難しい状態でしたので非農地と判断して問題ないかと思います。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。第 6 号議案について質疑を行います、皆さんの方から何か質問等ございますか。無いようですので採決を行います、本案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

ありがとうございます、挙手全員であります。よって【第 6 号議案「非農地の決定について」】は原案の通り非農地として決定いたします。続きまして【第 7 号議案「その他」】を議題とします、事務局より説明をお願いします。

事務局 【第 7 号議案「その他」】報告

報告 1	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書	1 件
報告 2	制限除外による事業計画書	1 件

議 長 事務局より説明が終わりました、第 7 号議案は報告事項となりますが、何か皆さんの方から質問等がございますか。無いようですので、以上で本日の議案はすべて終了しました。協議事項を終了します。続いて 5 のその他に移ります、事務局より説明、報告がありましたらお願いします。

事務局 無し

議 長 今年には政権が変わり国への働きかけや見通しなどあるかと思しますので、組合長にお話ししたいと思います。組合長、よろしくお願いします。

3 番委員 大変お世話になります、JA 婦恋村の黒岩です。農業者の皆様も播種作業が始まってくる時期でございますけれどもなかなかこの気象状況の中において、乾燥が続いているという中において、地元の苗床の播種作業について皆様をお願いをしたいというところなんですけれども、天気予報を見ながらの作業をしていただきたいということをお願いしているところでございます。種を落としても水分がなければ発芽に至らないということでございますので慌てた仕事というのを極力避けていただくということをお願いしている状況の中でございます。また冒頭で会長様からお話がありました政権が変わったことによって、また自民党の政権が継続ということでございます。恐らくですけれども、組閣の維持というのはそのまま継続ではないかというように思われる中ではございますけれども、去年の年度末でございすけれども、私の方である機会がありまして鈴木農水大臣に接見する機会がありまして行って参りました。その中で婦恋村の産地、日本の農業となる中で、生産資材の高騰があったりと大変厳しい状況だと訴える中で、どうにか婦恋にいたしましても価格安定制度の〇案ですね、そういったものの自立、格上げというものを是非お願いしていきたいという状況でありました。また、その中で大臣からのお話があったことは 4 月 1 日からですね、食料システム法という法が施行されるということでありまして、その中で国の 3 つの重要な品目の中においてタマネギ、ジャガイモ、そしてキャベツ、この 3 品目がモデルとしてあげられてそれがどのような価格変化で売られていくのかということを調査する中で、そういった農業者の所得にも繋がるということをやっていききたいと、国の方からは言われているわけでございますけれども直近の課題といたしましては婦恋は本当に数年台農家さんの所得が上がってこないのに生産資材が上がっていくという中において、なかなか厳しい状況だということをお伝えする中で、生産資材費高騰分の数%の補助であったりとかまた制度資金ですね、その分の拡充をしていただかないとままならない状況だということを切実に訴えてきた現実でございます。そんな中で大臣もですね真摯に聞いていただく中でどうにかそういったものも充実させたいということを仰っていただいた経緯でございます。とにかくそんなところでどうにか生産者の保険の部分ですね、その部分をしっかりと制度化される中で、また格上げいただく中で保証の方を皆さんに与えていって農家さんが安心して生産ができるような形というのをお願いした経緯でございます。そんな中で今年はどんな経済状況になるか分かりません。今、高市政権がこのような形で新しく再スタートという事になるわけでございますけれども、まあ雰囲気的には経済は少し上向いてきて、様々な税率が下がるという中において我々農業委員、農業者にとっては多少なりとも追い風が吹くのかなあというように感じているところでございますけれども食料品の二年間の 0%に抑えるというような自民党の公約でございます。しかしながらですね、その公約も今年の

秋にやっとそれが施行されるかされないかというような状況でございますので、夏秋期においての野菜の消費税 0 というのはまず今年は実現しないのかなという風に捉えているところでございます。しかしながらですね、今年は本当に生産者の所得を第一に考えていかなければならないという年でもございます。我々最終年度の任期となりますのでとにかく結果を残して生産者にお返しをしたいというように考えておりますので、そのあたりこの農業委員会を含める中、また役場の皆様を含む中で、どうにかお力添えをいただいて農家さんのお力になっていきたいと考えておりますので今年度も始まりますけれども是非とも皆様のお力添えをいただけますようよろしくお願い申し上げます。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。改めてですね、今の農家の現状、なかなか高騰と円安というところの中で個人の力ではピンチを乗り切ることが出来ないような、その中でやっぱり政治の力といいますか、行政の力を借りなければ乗り切れないんじゃないかというところで一生懸命頑張っていておりますし先日村長にも農業委員会の方から意見ということも伝えましたし、是非頑張って政治家の人達に働きかけていただきたいと、そんな風に伝えたところでございます。そんな中で農業委員会もこの 7 月で 3 年の任期が終わるわけですけど、親睦会のお金の方は少しあるような感じではあったので、毎回任期が終わる 3 年目の最後に昔は旅行に行ったりとかしていたんですが、前はコロナがあって行かなかったんですが私個人としては最後に皆様とご苦労会ということでやりたいなと思っているわけですけど、どうですかね？特に意見が無ければ 4 月 10 日定例会に推進委員さんも集まるので定例会を 16 時にしてもらってその後にやれたら良いなと思うのですが。それでですね、お金の方が残っている分は農業新聞だっけの支払分くらいしかないということで、そのお疲れ会は自腹でやってもらう形にはなってしまうのですが、最後に皆さんと集まったら良いなと思いますので何か皆さんの方から意見がなければ事務局の方で進めていただいて、4 月にやればと思います。皆さんの方からは何かありますか。無いようですので次回の開催について確認します、次回定例会は令和 8 年 3 月 10 日（火）、午前 10 時より大前活性化センターにて行いますのでよろしくお願い申し上げます。以上で閉会いたします、本日はごくろうさまでございました。

午前 10 時 34 分閉会